

目 次

第1編 社会的養育の推進に向けて	4
第2編 新しい社会的養育ビジョン	10
第3編 里親制度運営要綱	17
第4編 家庭支援専門相談員等の配置について	21
第5編 社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について ...	27
第6編 児童養護施設運営指針	31
第7編 里親及びファミリーホーム養育指針	40
第8編 社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン ...	49
第9編 児童養護施設入所児童等調査結果	55

第1編 社会的養育の推進に向けて

1. 社会的養護の基本理念と原理

● 社会的養護の基本理念と原理

社会的養護の基本理念

① こどもの最善の利益のために

- ・ 児童福祉法第1条「全て児童は、**児童の権利に関する条約の精神**にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」
- ・ 児童の権利に関する条約第3条「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、**児童の最善の利益**が主として考慮されるものとする。」

② 社会全体でこどもを育む

- ・ 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられないこどもを、**公的責任**で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの。

社会的養護の原理

① 家庭養育と個別化

- ・ すべてのこどもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって養育されるべき。「あたりまえの生活」を保障していくことが重要。

② 発達の保障と自立支援

- ・ 未来の人生を作り出す基礎となるよう、こども期の健全な心身の発達の保障を目指す。愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要。自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していく。

③ 回復をめざした支援

- ・ 虐待や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアが必要。安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻す。

④ 家族との連携・協働

- ・ 親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、こどもの発達や養育を保障していく取り組み。

⑤ 継続的支援と連携アプローチ

- ・ アフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育。様々な社会的養護の担い手の連携により、トータルなプロセスを確保する。

⑥ ライフサイクルを見通した支援

- ・ 入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続ける。虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援。

社会的養護の基盤づくり

- 家庭養育優先原則に基づき、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、養育者の家庭にこどもを迎え入れて養育を行う**里親やファミリーホーム（家庭養護）**を優先するとともに、**児童養護施設、乳児院等の施設**についても、できる限り小規模かつ地域分散化された家庭的な養育環境の形態（**家庭的養護**）に変えていく。

- 大規模な施設での養育を中心とした形態から、一人一人のこどもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるよう、ハード・ソフトともに変革していく。
- 施設は、**社会的養護の地域の拠点**として、家庭に戻ったこどもへの継続的なフォロー、里親支援、自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、**高機能化及び多機能化・機能転換**を図る。
- ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要。

● 家庭と同様の環境における養育の推進

課題	<p>○児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。</p> <p>○しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約8割が施設に入所しているのが現状。 (平成28年に児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化)</p>
----	--

施設	良好な家庭的環境	家庭と同様の養育環境		家庭 実親による養育
	施設(小規模型)	養子縁組(特別養子縁組を含む。)		
児童養護施設 大舎(20人以上)、 中舎(13~19人)、 小舎(12人以下) 1歳~18歳未満 (必要な場合0歳~20歳未満)	地域小規模児童養護施設(グループホーム) ・本体施設の支援の下で地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う ・1グループ4~6人	小規模住居型児童養育事業	里親	
乳児院 乳児(0歳) 必要な場合幼児(小学校就学前)	小規模グループケア(分園型) ・地域において、小規模なグループで家庭的養護を行う ・1グループ4~6人	小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム) ・養育者の住居で養育を行う 家庭養護 ・定員5~6人	里親 ・家庭における養育を里親に委託する 家庭養護 ・児童4人まで	

$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}} \quad \text{令和4年3月末} \quad 23.5\%$$

平成28年改正児童福祉法による対応

- 国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として**家庭と同様の環境における養育の推進**等を明記。
- ①まずは、児童が**家庭**において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
 - ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「**家庭における養育環境と同様の養育環境**」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
 - ③②の措置が適当でない場合、児童が「**できる限り良好な家庭的環境**」で養育されるよう、必要な措置。
- ※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。

第6編 児童養護施設運営指針

（平成24年3月29日 厚生労働省）

第I部 総論

1. 目的（省略）

2. 社会的養護の基本理念と原理

(1) 社会的養護の基本理念

① 子どもの最善の利益のために（抜粋）

・ 社会的養護は、**子どもの権利擁護を図るための仕組み**であり、「子どもの最善の利益のために」をその基本理念とする。

② すべての子どもを社会全体で育む

・ 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、**公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの**である。

・ 子どもの健やかな育成は、児童福祉法第1条及び第2条に定められているとおり、すべての国民の努めであるとともに、国及び地方公共団体の責任であり、一人一人の国民と社会の理解と支援により行うものである。

・ 児童の権利に関する条約第20条では、「家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。」と規定されており、**児童は権利の主体として、社会的養護を受ける権利を有する。**

・ 社会的養護は、「すべての子どもを社会全体で育む」をその基本理念とする。

(2) 社会的養護の原理

社会的養護は、これを必要とする子どもと家庭を支援して、子どもを健やかに育成するため、上記の基本理念の下、次のような考え方で支援を行う。

① 家庭的養護と個別化

・ すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら、養育されるべきである。

・ 一人一人の子どもが愛され大切にされていると感じることができ、子どもの育ちが守られ、将来に希望が持てる生活の保障が必要である。

・ 社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、社会的養護を地域から切り離して行ったり、子どもの生活の場を大規模な施設養護としてしまうのではなく、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する「**家庭的養護**」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「**個別化**」が必要である。

結果の概要

I 児童の現在の状況

1 現在の年齢（里親、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム）

平均年齢は、里親が9.9歳（前回10.2歳）、児童養護施設が11.8歳（前回11.5歳）、児童心理治療施設が12.7歳（前回12.6歳）、児童自立支援施設が13.9歳（前回14.0歳）、乳児院が1.6歳（前回1.4歳）、母子生活支援施設が7.6歳（前回7.3歳）、ファミリーホームが11.8歳（前回11.6歳）、自立援助ホームが17.8歳（前回17.7歳）となっている。

2 委託（入所）時の年齢（里親、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、乳児院、ファミリーホーム、自立援助ホーム）

委託時又は入所時の年齢については、里親及び児童養護施設では2歳、児童心理治療施設では10歳、児童自立支援施設では13歳、乳児院では0歳、ファミリーホームでは3歳、自立援助ホームでは16歳が最も多くなっている。

また、6歳未満で委託又は入所した割合については、乳児院の全部をはじめ、里親で62.0%（前回56.7%）、児童養護施設で48.2%（前回50.2%）、ファミリーホームで40.9%（前回33.9%）となっている。12歳以上で入所した児童は、児童養護施設で17.4%（前回15.8%）、児童心理治療施設で32.7%（前回40.5%）、児童自立支援施設で81.5%（前回81.4%）となっている。

◆ 委託時又は入所時の年齢別児童数

	第1位	第2位	第3位	平均年齢
里親	2歳 (13.8%)	0歳 (13.5%)	3歳 (11.3%)	5.4歳
児童養護施設	2歳 (16.6%)	3歳 (13.8%)	4歳 (8.7%)	6.7歳
児童心理治療施設	10歳 (13.8%)	11歳 (13.1%)	9歳 (12.4%)	10.2歳
児童自立支援施設	13歳 (30.9%)	14歳 (24.3%)	12歳 (17.8%)	12.8歳
乳児院	0歳 (71.9%)	1歳 (19.8%)	2歳 (6.2%)	0.4歳
ファミリーホーム	3歳 (8.8%)	2歳 (8.1%)	6歳 (7.2%)	7.5歳
自立援助ホーム	16歳 (31.4%)	17歳 (26.3%)	18歳 (19.0%)	16.6歳

3 委託（在所）期間（里親、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、乳児院、ファミリーホーム、自立援助ホーム）

委託期間又は在所期間については、「1年未満」が多く、期間が長くなるに従い、児童数が漸減する傾向となっている。

また、平均委託（在所）期間については、里親4.5年（前回4.5年）、児童養護施設5.2年（前回5.2年）、児童心理治療施設2.5年（前回2.2年）、児童自立支援施設1.1年（前回1.1年）、乳児院1.4年（前回1.3年）、ファミリーホーム4.3年（前回3.6年）、自立援助ホーム1.2年（前回1.1年）となっている。